

【報告】長塀ライトアップ



令和4年4月22日

運用に先立ち、保存活用委員の皆さまに事前の現地確認

令和4年5月23日

長塀ライトアップ点灯開始

点灯タイムシーケンス

日没後30分 : 夕日 (西側から照射し夕日を演出)

その後、23時まで : 全灯

23時から24時まで : 月光 (照度を落とし月光を演出)

日の出前まで1時間 : 朝日 (東側から照射し朝日を演出)

資料3-1



【報告】天守閣カラーライトアップについて

現状の運用

- 公共性、公益性のある啓発及びイベント時に市役所各部署より依頼文の提出を求めカラーライトアップを実施
- カラーライトアップ利用希望部署による市長、副市長報告及び報道投げ込み必須
- 日没から24時までライトアップを実施

課題

昨年度と今年度は水サミットや緑化フェアのような大型イベントが多かったこともあり、カラーライトアップする頻度が多くなった

（令和3年8月より天守閣のライトアップを開始）

- 1年間の実績は91日（大型イベント：緑化フェア、水サミット等を除くと37日）
- イベント期間中または、3日程度のカラーライトアップの希望が多数
- カラーライトアップを実施している夜は通常のライトアップを見ることができない

今後の方針

- 宿泊者等を考慮しカラーライトアップの実施時間を22時までとし、22時以降は通常のライトアップに戻す
- 前年度庁内にヒアリングを実施し、年度毎にカラーライトアップのスケジュールを作成し、調整する

【報告】熊本城ライトアップについて

現状の運用

- 毎日、天守閣をはじめ、建造物や石垣に対し、日没から24時まで及び一部早朝にライトアップ実施

ライトアップ実施場所：天守閣、長堀、宇土櫓、未申櫓、高橋公園
(天守閣と長堀は、早朝ライトアップ実施)

ライトアップ消灯場所：本丸御殿、飯田丸、南大手門、備前堀、馬具櫓、平御櫓、北東櫓群

- お城まつり等の夜間公開中のみ、照明設備常設以外の建造物及び城内の樹木等に仮設のライトアップ実施

課題

- 樹木へのライトアップについては、生態系への影響を考慮する必要がある

今後の方針

- ライトアップする対象は主として、建造物や石垣とし、樹木へのライトアップは、21時までとする

(参考)他城郭等のライトアップ状況

他城郭	点灯時間	カラーライトアップ の日数	備考
姫路城	日没～24時	約40日	今年度から2か年掛けて整備
大阪城	日没～24時	約20日	今後整備を計画中
松山城	日没～23時	約25日	
鶴ヶ城	日没～22時	毎日	毎月決まったコンセプトのカラーライトアップを実施
高知城	日没～22時	約60日	無線制御を用いたフルカラーLED
小田原城	日没～21時	14日	4年分のスケジュールを事前にプログラム。カラー演出は30分～60分。

熊本城天守閣カラーライトアップ利用基準

熊本のシンボルである熊本城天守閣のライトアップは、平成28年熊本地震以前から公共的、社会的意義のあるものに関してカラーライトアップを行ってきた。

令和3年8月から「熊本市光のマスタープラン」に則りLEDに改修したライトアップの運用を開始する。カラーライトアップを実施する際の基準を明確にし、今後運用していくために下記の通り取り扱うものとする。

記

1. 実施場所

天守閣（最上階のみカラーライトアップ）

2. 点灯時間

日没から24時まで

3. 利用基準

利用については、以下の基準を全て満たすこととする。

- (1) 非営利目的であること
- (2) 公共的であり社会的意義があるか、本市が主催または共催する事業等であること
- (3) 文化財としての価値や景観を損なわない内容であること

4. 利用手順（利用希望部署）

- (1) 毎年、全庁掲示板等で年間の利用希望調査を実施する。期間内に利用希望部署は回答すること。調査は1月に実施予定
- (2) 点灯色や希望日等の実施内容について、企画内容が分かる書類等を添えてあらかじめ熊本城総合事務所と事前協議を行うこと
- (3) 熊本城総合事務所が調査結果を掲示板等で周知する
- (4) 利用希望部署は希望日 **2週間前まで**に熊本城総合事務所に天守閣等ライトアップ利用依頼書（別添様式）を提出すること
- (5) 利用希望部署は、市長報告及び報道投込みを実施すること
- (6) 実施に際しては、熊本城総合事務所の指示に従うこと

5. その他注意事項

- (1) 1日のみの利用とすること。ただし、真に必要と認められる場合は複数日の利用も可とする
- (2) 報道投込みの内容について事前に熊本城総合事務所に協議すること
- (3) 希望日が重複した場合は各課にて協議すること
- (4) 熊本城総合事務所が主催する事業等を優先とする
- (5) 赤、青、黄、緑、オレンジ、紫、ピンクを標準色とする。その他の色等を希望する場合は、相当の期間をもって事前に相談を行うこと